

令和8年度漫湖公園（古波蔵側スポーツエリア）基本設計検討業務に関する プロポーザル募集要領

令和8年度漫湖公園（古波蔵側スポーツエリア）基本設計検討業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度漫湖公園（古波蔵側スポーツエリア）基本設計検討業務

(2) 業務の目的

本市では、漫湖公園における、市民の主体的な活動や、民間活力を活かした効果的な整備・再生・活用を推進し、にぎわいのある魅力的な公園づくりを進めるために、令和5年度に「漫湖公園の官民連携事業に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定しており、基本方針で位置づけたスポーツエリアの再整備の検討を進めている。令和7年度には、スポーツエリアの再整備に向けた基本的考え方を示した「漫湖公園（古波蔵側）基本計画（以下、「基本計画」という。）」の検討を行った。併せて、スポーツエリアにおいては、Park-PFI等による民間活力導入を検討しており、発注者においてサウンディング調査を予定している。

本業務では、「基本方針」や「基本計画」に基づき、そしてサウンディング調査結果を踏まえたうえで、整備に向けた「基本設計」を検討することを目的としている。

(3) 業務内容

別紙1「業務内容書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日 から 令和9年3月31日（水）まで

2 見積上限額

9,345,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※なお、企画提案のため上限金額を示したものであり、契約金額ではない。

3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、「那覇市に本店若しくは支店又は営業所を有する者」又は「那覇市に本店若しくは支店又は営業所を有する者との2者以上で構成する共同企業体」で、参加表明書等の提出日現在において以下の要件をすべて満たす者（共同企業体の構成員含む）とする。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する直近の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和57年1月26日助役決裁）第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前からプレゼンテーションの日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（3）に該当する者を除く。）
- (6) 本市に本店若しくは支店又は営業所を有する法人の場合、那覇市の市税を滞納していないこと。また、市外又は県外に本店をおく法人の場合、所在する市町村の税を滞納していないこと。
- (7) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 申請しようとする法人及びその役員並びに個人が、那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (9) 以下の技術者を配置することができる者。

①管理技術者 ②照査技術者 ③担当技術者

※管理技術者及び照査技術者に必要とされる資格は、次のいずれかとする。

ア 技術士（建設部門）または技術士（総合技術監理部門：建設部門に限る）

イ RCCM（造園）またはRCCM（道路）

ウ 1級土木施工管理技士

※都市公園・広場における計画・設計業務に関わる実務経験を1件以上有する担当技術者を1人以上配置できるものであること。

※都市公園・広場における計画・設計業務に関わる実務経験を1件以上有する管理技術者を配置できるものであること。

※管理技術者及び照査技術者においては、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、プレゼンテーションの日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることを言う。

※管理技術者、照査技術者、担当技術者はそれぞれ兼任することができない。

5 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 公募の公告及び募集要領の配布
- (2) 参加表明書等の提出
- (3) 参加資格認定の通知
- (4) 企画提案書等の提出
- (5) プレゼンテーションの実施
- (6) 審査結果の通知（優先交渉者の決定）

6 参加表明書等の提出

- (1) 参加表明書の作成

別紙2「参加表明書等の作成に関する留意事項」に基づき作成すること。

- (2) 提出書類

ア 参加表明書【様式1】

イ 会社概要および会社の業務実績【様式2】

ウ 業務実施体制【様式3】

エ 配置予定（管理・照査・担当）技術者の業務実績【様式4】

オ 配置予定技術者および会社の業務実績等を証明する書類【任意様式】

カ 共同企業体資格申請書【様式5】

（注意事項）

- ・ 申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。
- ・ 提出された書類は、審査目的以外に使用しない。
- ・ 書類の再提出は、6（4）の提出期限内に限り認める。なお、書類の部分的な差替えは認めない。
- ・ 1者あたり1申請とする。

- (3) 提出部数

正本1部、副本（原本の写し）1部 計2部

- (4) 提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年5月21日（木） 午後5時15分まで（必着）

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

提出場所：那覇市都市みらい部公園管理課

提出方法：持参又は郵送

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた参加表明書は受け付けない。

- (5) 参加資格認定通知

通知日：令和8年5月28日（木）

通知方法：応募者全員に通知する。

備考：提案者多数の場合は、審査要領第3条に基づき、上位者のみを提案者として選定する場合がございます。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の作成

別紙3「企画提案書等の作成に関する留意事項」に基づき作成すること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書 **【任意様式】**

業務内容書等を参照し、次の a から f の項目順で、項目別に項目名を明記のうえ記載すること。

- a 前提条件の整理
- b 諸施設の再利用・撤去の検討
- c 施設整備の基本方針
- d 導入する機能・施設の検討
- e 合意形成の実施
- f 本業務の完成度を高めるための提案

イ 価格（見積書） **【任意様式】**

見積上限額9,345千円の範囲内で本業務の経費に係る見積書を作成する。なお、見積書は消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。

(3) 提出部数

正本1部、副本（原本の写し）11部 計12部

(4) 提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年6月15日（月） 午後5時15分まで（必着）

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

提出場所：那覇市都市みらい部公園管理課

提出方法：持参又は郵送

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

8 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

提出期限：令和8年5月14日（木） 午後5時15分まで

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

提出種類：質問書 **【様式6】**

提出場所：那覇市都市みらい部公園管理課

提出方法：電子メール又はFAX

※電子メール又はFAXを送信した場合は、本要領17の問合せ先へ電話連絡すること。

回答方法：ホームページへ掲載

※質問及び回答をとりまとめたうえで、令和8年5月19日（火）までに那覇市都市みらい部公園管理課ホームページに掲載する。

9 プレゼンテーションの実施

プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーション審査を実施する。

- (1) 日時：令和8年6月25日（木） 午前10時（予定）
※変更の場合あり。詳細の日時については、別途通知する。
- (2) 場所：那覇市役所本庁舎7階 701会議室（予定）
※変更の場合あり。
- (3) 持ち時間：提案書の説明は15分以内、質疑応答は10分以内とする。
- (4) 説明内容：提出済みの提案書に沿って説明すること。
- (5) 出席者：配置予定の管理技術者及び担当技術者の中から3名以内
- (6) その他：プレゼンテーション審査当日の追加資料は認めない。
- (7) 審査順番については、企画提案書等を受け付けた順とする。

10 審査項目及び審査基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、**別紙4「審査要領」**で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

11 優先交渉権者の選定

- (1) 参加表明書、企画提案書及びその他提出書類を元に採点する。
- (2) 採点は、委員毎に点数で順位を決め、以下のとおり優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
- (3) ①順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。
 - ②上記①において、順位を第1位とした委員の数が同数の応募者が2者以上ある場合は、当該応募者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
 - ③上記②において、順位を第2位とした委員の数が同数の応募者が2者以上ある場合は、当該応募者の順位を1位とした委員の当該応募者に係る採点の合計点が最も高い応募者を優先交渉権者とする。
 - ④上記③においても優先交渉権者が決しない場合は、委員会で協議し決定することとする。
 - ⑤公募の結果として応募が1者の場合も審査し、委員会の合意をもって優先交渉権者とする。
 - ⑥上記①から⑤にかかわらず、全委員の評価点の合計が満点の6割に満たない応募者は優先交渉権者として選定しない。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 本要領4の参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 審査会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (4) 指定する様式によらない場合。
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限が適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。また、参加表明書において、指定する添付資料に不備がある場合。
- (7) 虚偽の記載がなされた場合。
- (8) 本要領2の「見積上限額」を越える金額で費用内訳書が提案された場合。

13 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果通知日 : 令和8年6月26日(金)
- (2) 通知方法 : 那覇市公園管理課ホームページに、優先交渉権者及び次点交渉権者の名称と本受注者選定プロポーザルへの応募者数等を掲載する。

14 契約締結に向けての協議

(1) 協議事項

審査会で第1位となった優先交渉権者は、本市と契約内容等の詳細について協議し、契約上限額の範囲内で契約を締結する。なお、協議の結果、合意に至らなかったときは、次点の者と契約締結を交渉する。

15 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

| 実施内容 | 実施期間又は期日 |
|---------------|---------------------|
| 参加表明書の提出期限 | 令和8年5月21日(木) |
| 参加資格審査結果通知日 | 令和8年5月28日(木) |
| 企画提案書の提出期限 | 令和8年6月15日(月) |
| プレゼンテーション(予定) | 令和8年6月25日(木) |
| 審査結果通知日(予定) | 令和8年6月26日(金) |
| 契約締結期限日(予定) | 令和8年7月6日(月) |
| 業務の履行期間 | 契約締結日から令和9年3月31日(水) |

16 その他

- (1) 市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (3) 提出書類にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 提出書類の提出後において、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、事務局が承諾したものである場合は、この限りではない。
- (5) 提出書類は選定結果に関わらず、返却しない。
- (6) 提出された提出書類の著作権は応募者に帰属するが、那覇情報公開条例に基づく公開請求により公表する場合がある。
- (7) 提出書類及び本審査委員会において提出された資料等は、選定を行う作業や議会報告等に必要の場合には、応募者に承諾なく、無償で使用できるものとする。
- (8) 本提案に係る一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (9) 本審査に関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
- (10) 本業務については発注者の都合により、延期または取りやめる場合がある。その場合は、ホームページへ掲載もしくは参加表明者等へ通知する。
- (11) 本提案に必要な資料（都市公園台帳、過年度業務委託報告書等）については、那覇市公園管理課窓口において、企画提案書の提出期限までの期間中、閲覧することができるものとする。

17 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎9階
那覇市 都市みらい部 公園管理課 民活・緑化グループ
担当者：伊佐・新垣・金城
電話：098-951-3239（直通）
FAX：098-951-3206
e-mail：b-kouen001@city.naha.lg.jp